

内閣委員会

内閣調査室

I 所管事項の動向

1 経済財政政策

(1) 経済状況の推移

ア 世界経済の状況

2020（令和2）年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が世界各国で拡大し、多くの国でロックダウンなどの行動制限が行われた。これに伴い、世界経済は停滞したが、ワクチンや治療薬の開発等を契機に行動制限を緩和する国が増加し、世界各国で需要が急拡大した。これに対し、物の供給が追い付かず、欧米諸国などでは物価が急激に上昇した。

また、ロシアがウクライナに侵攻し、西側諸国がロシアに対し、経済制裁を行ったことを契機に、原油、天然ガス、小麦等の価格が急騰した。

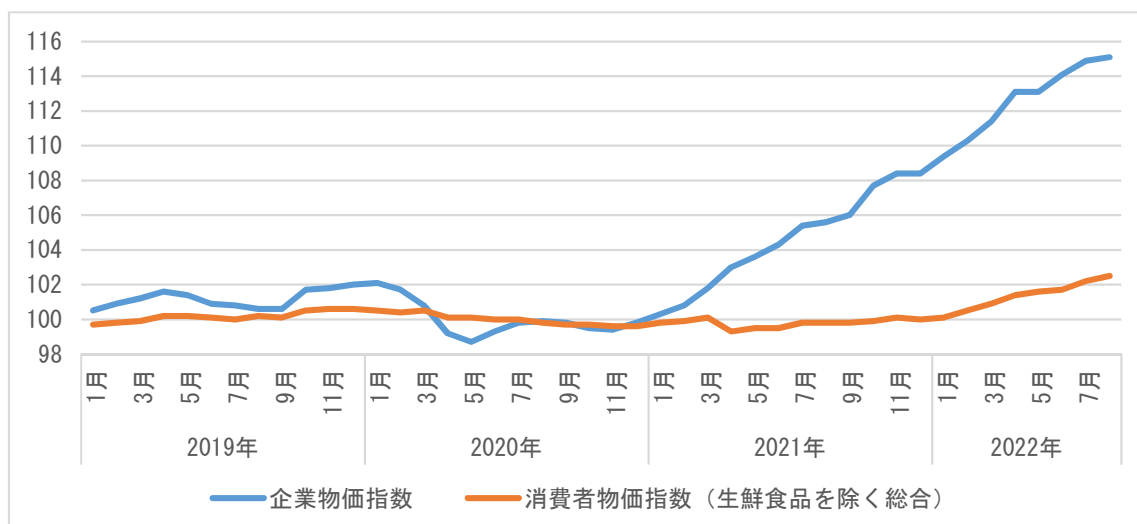
加えて、物価高への対応として、米連邦準備制度理事会（FRB）が、2022（令和4）年3月以降、利上げを実施し、日米の金利差が拡大したため、円安が進行した。

イ 我が国における物価上昇

我が国においては、これまで、値上げによる消費行動の減退を懸念し、輸入コストが上昇しても、最終価格には転嫁しないことが多かった¹。しかし、最近では、世界経済の影響により、価格転嫁の動きが広がり、エネルギーや食料品等の価格が上昇している。また、企業物価指数が急激に上昇していることから、今後、消費者物価指数がさらに上昇するとの見方もある²。

図表 企業物価指数、消費者物価指数の推移

指数は2020年平均＝100



（日本銀行HP、総務省統計局HPを基に当室作成）

¹ 『毎日新聞』（令 4. 7. 23）

² 『読売新聞』（令 4. 8. 20）

(2) 政府の対応

ア 原油価格高騰に対する緊急対策

政府は、原油価格が高騰したことを受け、2022（令和4）年3月に、「原油価格高騰に対する緊急対策」を取りまとめた。同対策では、①燃料油価格に関する激変緩和策、②中小企業対策、③地方公共団体の取組に対する財政支援等を実行していくこととされた。

イ コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

2022（令和4）年4月、原油や穀物等の価格高騰等に対応するため、政府は、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を決定した。同対策では、①原油価格高騰対策、②エネルギー、原材料、食料等の安定供給対策、③中小企業支援、④生活困窮者支援等を行うこととされた。

ウ 足元の物価高騰に対する追加策

政府は、2022（令和4）年9月、足元の物価高騰に対する追加策を取りまとめた。具体的には、①輸入小麦の政府売渡価格及び配合飼料価格の据置き、②ガソリン価格等の抑制の継続、③地方への新たな交付金の創設、④住民税非課税世帯に対する1世帯当たり5万円の給付等を行うこととした。

(3) 更なる取組の動き

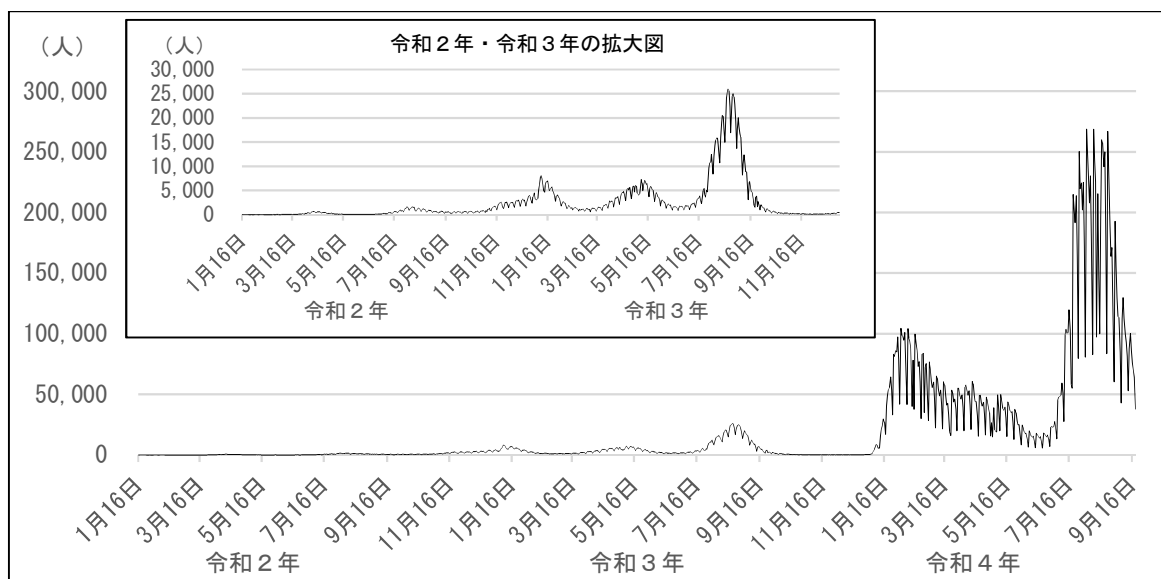
岸田内閣総理大臣は、2022（令和4）年10月中に総合経済対策を策定し、物価高騰などに対応しつつ、新しい資本主義を前に進めることを表明した³。

³ 岸田内閣総理大臣記者会見（令和4年9月8日）

2 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染状況の推移及び政府の対応

図表 日本の新規感染者数の推移



(厚生労働省オープンデータを基に当室作成)

令和2年1月、国内で最初の感染者が確認されて以来、感染者数は増減を繰り返した。

令和4年7月、感染力が極めて強いオミクロン株のBA.5系統が主流となる中、過去の感染拡大をはるかに上回る規模で感染が拡大した。政府は、感染者数は増加しているが、重症者数や死亡者数は低い水準にあり、病床使用率も低い水準となっているとして、感染拡大への対応について次のように示した⁴。

図表 BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応

- ・ 社会経済活動をできる限り維持すること
- ・ 病床等をしっかりと稼働させることを基本に、自治体や医療機関等の支援を行い、保健医療体制の確保に万全を期すこと
- ・ 医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置くこと

(新型コロナウイルス感染症対策本部「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」(令和4年7月15日)を基に当室作成)

同年9月、政府は、6回の感染拡大を経る中で、我が国全体として対応力が強化されているとした。その上で、同年夏の感染拡大についても、新たな行動制限を行うことなく、感染者の減少傾向が確認できていることなどから、今後、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化・患者の療養期間の見直し等により、保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持できるようにするとした⁵。

⁴ 「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」(令和4年7月15日新型コロナウイルス感染症対策本部)

⁵ 「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(2) 「内閣感染症危機管理統括庁（仮称）」創設の動き等

感染症対応をめぐるのは、ワクチン接種を早めたい首相官邸と供給量不足等を懸念する厚生労働省とで足並みが乱れるなど、組織の方針が異なり混乱を招く場面があった⁶。

こうした状況の下、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議は、令和4年6月、次の感染症危機に向けた中長期的な課題を整理した⁷。これを踏まえ、同月、政府は、次の感染症危機に備えるための対応の方向性を決定し⁸、同年9月、対応の具体策を決定した⁹。

その中で、司令塔機能を担う組織として、内閣感染症危機管理統括庁（仮称）を設置することとし、そのために必要となる法律案を次期常会に提出し、令和5年度中に設置することを目指すとした。

また、事業者等に対する要請等の実効性を確保するとともに、まん延の初期段階から国の行政機関や地方公共団体が迅速に行動し得るよう、必要な法律案を次期常会に提出することを目指すとした。

図表 特措法の効果的な実施及び司令塔機能強化に係る具体的対応

○特措法¹⁰の効果的な実施

- ①事業者等に対する要請等の実効性の向上策について検討する。
- ②政府対策本部長が行う都道府県知事等への指示について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間のみならず、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
- ③感染拡大により事務の遂行が困難になった場合における、事務代行等の要請について、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
- ④地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討する。
- ⑤まん延防止等重点措置や緊急事態措置に関する新型インフルエンザ等の病状要件について検討する。

○次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

行政各部の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を担う組織として内閣感染症危機管理統括庁（仮称）を内閣官房に設置する。

（新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日）を基に当室作成）

⁶ 『朝日新聞』（令4.6.19）等

⁷ 「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（令和4年6月15日新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議）

⁸ 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

⁹ 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

¹⁰ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）

3 経済安全保障

(1) 背景

ア 中国の台頭¹¹

中国は、1949年の建国以降、社会主義化を推進したが、経済は停滞した。こうした中、1977年の文化大革命終結後、社会主義体制の下で市場経済を導入し、外国の資本や技術を取り入れることとした。これによって、中国は、急速な経済成長を実現し、2010年には、国内総生産（GDP）が世界第2位となった。

2013年には「一帯一路」構想を打ち出し、世界各地におけるインフラ整備、貿易・投資の強化、金融協力等によって各国との関係を強化した。また、2015年には、製造業の実力強化に向けて、3段階のアプローチ（中国製造2025¹²）を示している。

他方、2020年12月、「中国輸出管理法」が施行され、軍用品やデュアルユース（軍民両用）品などについて、輸出を禁止できることとされた。また、2021年1月に公表された「レアアース管理条例案」は、レアアースを戦略物資として位置付け、採掘から輸出まで国が管理する内容となっている。「レアアース管理条例」と「中国輸出管理法」によるレアアースの輸出管理強化が懸念されている¹³。

イ 米国の動向

2017年1月に発足したトランプ政権は、「米国第一」の方針を掲げ、2018年以降、知的財産権の侵害を理由に、中国製品に対し高率の関税をかけた。また、2018年に成立した「国防権限法2019」等により、中国企業からの通信機器調達を禁止することによって、米国内の通信網から中国製品を排除し、情報漏洩を防止しようとした。さらに、中国企業への米国製ハイテク部品の輸出を禁止することによって、中国への技術流出を防ごうとした¹⁴。その後、新型コロナウイルス感染症に対する中国の対応、新疆ウイグル自治区等における人権問題などを背景に、米国の中国への態度は硬化している¹⁵。

2021年1月に発足したバイデン政権は、同盟国との連携を強化し、中国に対抗するようになった。2021年6月には、「サプライチェーンに関する報告書」が公表され、半導体や医薬品等の調達における中国依存を減らすため、日米豪印の枠組み（クアッド）を始めとする国際的な協調体制を強化する方針が示された。

また、2022年5月、中国に対抗してサプライチェーンの再構築やデジタル貿易のルールづくりなどで連携するため、米国、日本、韓国、インドなど13か国を創設メンバーとする

¹¹ 日本大百科全書、一般財団法人日中経済協会HP、JETRO（日本貿易振興機構）HP「中国政府が「中国製造2025」発表、製造強国を実現」（2015.5.21）等を参考に記述

¹² 第1段階：2025年までに製造強国となる。第2段階：2035年までに製造業全体の實力を中位のレベルに引き上げる。第3段階：中華人民共和国設立100周年（2049年）までに、製造業の総合的な實力を世界の製造強国の上位のレベルに引き上げる。

¹³ 『東京新聞Web』（令2.12.1）、『東京新聞Web』（令3.1.16）を参考に記述

¹⁴ 独立行政法人経済産業研究所「米中貿易摩擦の拡大化と長期化—顕著になったデカップリング傾向—」（2019.6.26）を参考に記述

¹⁵ みずほインサイト「「人権」で対中攻勢強める米国」（2021.12.22）を参考に記述

「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」の始動を表明した¹⁶。

(2) 我が国の経済安全保障の取組

ア 外資規制

近年、欧米諸国では、安全保障の観点から、外国からの直接投資の管理が強化されている。2019年3月、OECDは、外国からの直接投資を通じて、企業が保有する技術やデータが国外へ流出するおそれが、以前より高まっていることを指摘した¹⁷。

こうした中、我が国では、2019（令和元）年11月、外為法¹⁸が改正され、外国投資家が安全保障上重要な業種（武器、原子力、電力、通信等）の上場企業の株式を保有する際に必要な事前届出の対象が、株式の「10%以上」から「1%以上」に引き下げられた。

イ 土地利用規制

国境離島や防衛施設周辺等においては、かねてから、外国資本による広大な土地の取得が行われ、地域住民を始め、国民の間に不安や懸念が広がっていた¹⁹。

そのような中、2021（令和3）年6月、重要土地等調査法²⁰が制定され、重要施設（防衛施設等）周辺や国境離島の土地取引を規制する制度が設けられた。なお、WTO協定における内外無差別原則に基づき、同法の規制対象は、外国資本に限定されていない。

ウ 経済安全保障推進法の成立²¹

冷戦の終結後、国境を越えた経済活動の活性化により、世界経済は急速に成長したが、米中対立により、世界経済は分断されかねない状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な流通網が寸断され、半導体や医療物資が不足する事態が生じたため、特定の国に重要物資の供給を依存することのリスクが認識されるようになった。さらに、世界各国で、基幹インフラへのサイバー攻撃が行われ、2021年には、米国の石油パイプラインが操業停止となった。

加えて、安全保障分野においては、先端技術の研究開発の重要性が高まっている。他方、我が国においては、安全保障上機微な発明を含め、特許出願の内容が公開されるため、機微技術の流出防止が喫緊の課題であった。

こうした中、2022（令和4）年5月、経済安全保障推進法²²が成立し、①重要物資の安定供給の確保、②基幹インフラの事前審査、③先端技術開発の官民協力、④特許出願の非公

¹⁶ 『日本経済新聞』（令和4.5.24）

¹⁷ 経済産業省産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告（2019年10月8日）を参考に記述

¹⁸ 「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）

¹⁹ 「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について 提言」（令和2年12月24日国土利用の実態把握等に関する有識者会議）

²⁰ 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和3年法律第84号）

²¹ 「経済安全保障法制に関する提言」（2022年2月1日経済安全保障法制に関する有識者会議）等を参考に記述

²² 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

開の4分野について、経済安全保障を確保するための制度が整備された。

(3) セキュリティ・クリアランス制度導入の動き

骨太方針2022²³においては、重要情報を取り扱う者への資格付与（いわゆるセキュリティ・クリアランス）について、検討を進めるとされた。また、令和4年8月、高市経済安全保障担当大臣は、就任後の記者会見において、本法律を改正し、セキュリティ・クリアランスを盛り込む考えを示した²⁴。

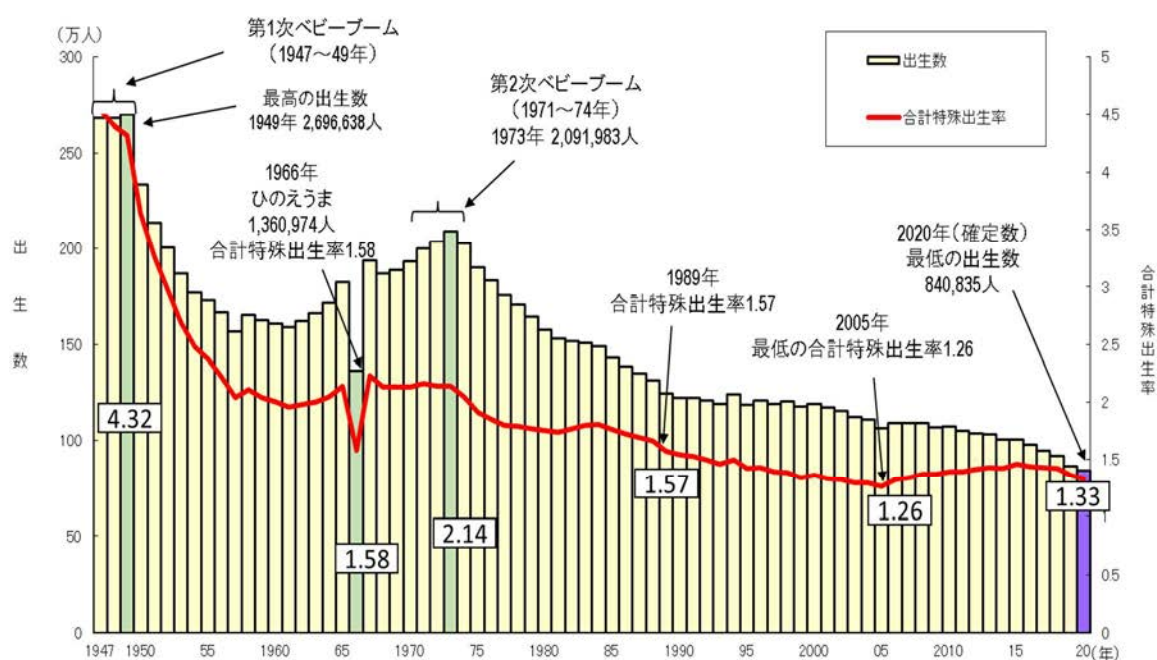
4 子ども・子育て支援

(1) 我が国の合計特殊出生率の推移と少子化対策

我が国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期（1947～49年）には4.3を超えていたが、その後急激に低下し、昭和35（1960）年頃からは、2.1前後で推移していた。昭和50（1975）年以降は、再び低下傾向となり、平成元（1989）年には「ひのえうま（丙午）」の年（昭和41（1966）年）の1.58を下回る1.57となった（1.57ショック）。その後も合計特殊出生率の低下は続き、平成17（2005）年には過去最低の1.26まで落ち込んだ。以降は、ほぼ横ばいで推移している。

1.57ショックを契機に、政府は少子化対策の検討を開始し、平成以降、子育て支援等の少子化対策を充実させるようになった。

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(出所) 内閣府資料

²³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）

²⁴ 高市内閣府特命担当大臣就任記者会見要旨（令和4年8月10日）

(2) 保育の受け皿確保の取組

ア 背景

我が国では、以前は3世代が同居する世帯も少なくなかったが、高度経済成長期を境に、就職のために地方から都市部に移住する若者が増加し、核家族化が進行した。また、昭和の時代までは、都市部のサラリーマン家庭においては、夫が働き、妻が専業主婦となることが多かったが、平成に入ると女性の就業者数が増加し、共働き家庭が増えていった。

このような状況の下、共働き家庭を中心に、預かり時間が短く長期休みがある幼稚園ではなく保育所を利用する世帯が増え、保育所に入所できない児童が増加した（待機児童問題）。一方、一部の幼稚園では定員割れが発生している。

イ 第二次安倍内閣以降の取組

都市部を中心に待機児童問題が深刻となったことを背景に、第二次安倍内閣以降、数次にわたり、保育の受け皿確保のための政策パッケージが取りまとめられ、待機児童数は減少に転じた。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、子供を保育施設に預けることをためらう保護者も少なくなく、入園者数の減少によって欠員が生じている施設もある²⁵。

図表 第二次安倍内閣以降の保育の受け皿確保のための取組

名称（公表時期）	期間	整備目標
待機児童解消加速化プラン （平成25年4月）	平成25年度から平成29年度までの5年間	約40万人分 （→ 約50万人分に上積み）
子育て安心プラン （平成29年6月）	平成30年度から令和4年度までの5年間（→ 令和2年度に前倒し）	約32万人分
新子育て安心プラン （令和2年12月）	令和3年度から令和6年度までの4年間	約14万人分

（内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」及び「令和3年版少子化社会対策白書」を基に当室作成）

(3) こども政策の一元化

ア 幼児教育・保育施設の歩み

明治時代、ヨーロッパの幼児教育施設に倣って幼稚園が創設され、主として裕福な家庭の子女が通うようになった。他方、託児所（現在の保育所）は農繁期の農村の子供や工場で働く女性の子供を預かる施設であった。

昭和22年、「学校教育法²⁶」及び「児童福祉法²⁷」が成立し、幼稚園と保育所は異なる施設として制度化されたが、幼稚園と保育所は、共に教育及び養護の機能を併せ持っており、一元的な幼児教育・保育の制度が必要であるとの意見もあった。しかし、昭和38年、文部

²⁵ 『読売新聞』（令4.8.31）

²⁶ 昭和22年法律第26号

²⁷ 昭和22年法律第164号

省及び厚生省は、幼稚園と保育所は機能を異にするとの見解を示し、幼稚園と保育所の二元体制は維持されることとなった²⁸。

1980年代以降、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保が法制化²⁹され、女性の就労者が増えたことに伴い、保育所への入所希望者が増加した。他方、幼稚園は1980年代を境に入園者数が減少し、子供を夕方まで預かってほしいという要請に応じる幼稚園が増加した。

イ 認定こども園の創設

平成15年、骨太方針2003³⁰において、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置について検討することとされた。これを踏まえ、平成18年6月、認定こども園法³¹が成立し、就学前の教育・保育を一体的に行う施設として、認定こども園が設置されることとなった。

しかし、幼稚園及び保育所は認定こども園とは別の施設として存続し、幼児教育・保育を行う施設は、幼稚園、保育所及び認定こども園の3種類となった。なお、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、認定こども園は内閣府・文部科学省・厚生労働省の所管とされた。

ウ こども家庭庁の創設

子供に関する施策は多岐にわたっており、担当する省庁も複数にまたがっている。例えば、児童虐待については、厚生労働省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省等、多数の省庁が関係している。このような状況の下、令和3年4月、菅内閣総理大臣（当時）は、子供たちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことも必要であるとの認識を示した³²。

同年6月に閣議決定された骨太方針2021³³では、「困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設する」ことが盛り込まれた。

令和3年10月に発足した岸田内閣も菅内閣の方針を引き継ぎ、令和4年6月、「こども家庭庁設置法」等³⁴の成立により、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設することとされた。しかし、幼児教育を含め、教育分野は文部科学省の所管として残された。

なお、「こども家庭庁設置法」等の成立に併せて、こども政策の基本理念等を示す「こども基本法³⁵」が制定された。

²⁸ 「幼稚園と保育所の関係について」（昭和38年10月28日文部省・厚生省共同通知）

²⁹ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）

³⁰ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）

³¹ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）

³² 第204回国会参議院決算委員会会議録第1号11頁（令3.4.5）菅内閣総理大臣答弁

³³ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

³⁴ 「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第76号）

³⁵ 令和4年法律第77号

5 国家公務員制度

(1) 給与改定の仕組み

国家公務員は、一般職と特別職に分けられ、一般職の国家公務員の給与については一般職給与法³⁶等により、特別職の国家公務員の給与については特別職給与法³⁷等により定められている（給与法定主義）。

また、国家公務員については労働基本権が制約されることの代償措置として人事院勧告制度³⁸が設けられている。人事院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として、毎年、国家公務員及び民間企業従業員の給与を調査・比較した上で、給与に関する勧告・報告を行っている。

これらを踏まえて、政府は、給与関係閣僚会議³⁹において人事院勧告の取扱方針を協議し、その結果を閣議決定して、一般職給与法等の改正案を国会に提出している。

(2) 令和4年人事院勧告

人事院は、令和4年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

【報告及び勧告の主な内容】

- ① 月例給は、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げること（平均改定率0.3%）
- ② 特別給（ボーナス）は、民間の支給状況に見合うよう支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.40月分とすること

(3) 法改正の動き

人事院勧告を受け、政府は、同日、給与関係閣僚会議を持ち回りで開催した。会議後、松野内閣官房長官は、国家公務員の給与の取扱いについて、「人事院勧告制度を尊重するとその基本姿勢に立ち、適正な結論を得るよう国政全般の観点から検討してまいります。」と発言した。

今後は、給与関係閣僚会議において国家公務員の給与の取扱いについての決定がなされ、一般職給与法等の改正案及び同改正案の内容に沿った特別職給与法の改正案が閣議決定を経て国会に提出される見込みである。

³⁶ 「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）

³⁷ 「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）

³⁸ 「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第28条第2項

³⁹ 平成5年9月21日閣議口頭了解

6 行政のデジタル化

(1) 行政のデジタル化に向けた近年の取組

ア デジタル化の推進

平成24年12月に発足した第二次安倍内閣は、IT戦略を成長戦略の柱として位置付け、平成25年6月の「世界最先端IT国家創造宣言⁴⁰」の中で、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指すこととした。

平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法⁴¹」の中では、データ流通環境の整備とともに行政手続に係るオンライン利用の原則化が定められた。

また、平成30年7月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画⁴²」では、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するための法案を速やかに国会に提出することとされた。これを受け、令和元年5月の法改正⁴³により、デジタル化の基本原則（デジタル3原則）が示された⁴⁴。

図表 デジタル3原則

原則	概要
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

(デジタル庁HP等を基に当室作成)

イ 押印・書面に係る制度の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国の社会が押印・書面・対面を前提としており、デジタル化が遅れていることが浮き彫りとなった。こうした状況を受けて令和2年に改定された「デジタル・ガバメント実行計画⁴⁵」では、押印・書面・対面を見直し、行政手続のオンライン化を推進することとされた。

令和3年5月、デジタル改革関連法⁴⁶の成立により、押印・書面に係る法改正が行われ、押印や書面を求める行政手続及び商取引等について、電磁的記録（電子メール等）による

⁴⁰ 平成25年6月14日閣議決定

⁴¹ 平成28年法律第103号

⁴² 平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定

⁴³ 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）

⁴⁴ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）。注43による改正により、題名が従前の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から変更された。

⁴⁵ 令和2年12月25日閣議決定

⁴⁶ 「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）、「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和3年法律第39号）の5法。このうち、押印・書面の見直しに係るのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）である。

手続等が可能となった。

ウ 手数料納付のキャッシュレス化

デジタル手続法⁴⁷では、行政手続等をオンラインで行う場合については、原則として、手数料等をオンライン等により納付できる旨が規定された。しかし、行政機関の窓口で手続を行う場合等は、手数料等は印紙や現金による納付が求められる手続が多く、それ以外の手段（クレジットカード決済、コンビニ納付等）による納付が可能な手続は限られていた。

こうした状況を受け、令和4年4月、キャッシュレス法⁴⁸が成立し、国の歳入等の納付について、個別の法律を改正することなく、省令によりキャッシュレスによる納付を導入できることとなった。

(2) アナログ規制見直しの動き

令和3年11月、岸田内閣は、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題に一体的に対応するため、デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）を設置した。また、岸田内閣総理大臣は、令和4年春には一括的な規制見直しプランを取りまとめることとした⁴⁹。

令和4年6月、デジタル臨調は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、書面掲示規制、対面講習規制等）について、項目ごとに規制見直しの基本的な考え方を示した。また、見直しの対象となる約5,000条項の法令等のうち、約4,000条項について見直し方針を確定させた。

今後は、約5,000条項の法令等のうち見直し方針が確定していない条項や、各府省等から追加された条項も含めて検討し、同年12月末を目途に法令等の見直し工程表を公表することとしている。

7 マネー・ローンダリング対策等

(1) これまでの取組

ア マネー・ローンダリングとは

「マネー・ローンダリング」（資金洗浄）とは、犯罪によって得た収益の出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為をいう。また、テロリストの活動に対する資金供与や、大量破壊兵器の拡散を支援する資金提供についても、マネー・ローンダリングと同様の行為が行われている。

イ 国際社会の取組

マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、1989（平成元）年のアルシュ・サミット経済宣言を受けてFATF⁵⁰（金融活動作業部会）が設置された。2021（令

⁴⁷ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）

⁴⁸ 「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」（令和4年法律第39号）

⁴⁹ 第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）議事録等

⁵⁰ Financial Action Task Forceの略称。「ファトフ」と読む。

和3) 年末現在、我が国を含む37の国・地域及び2の地域機関がF A T Fに参加している。

F A T Fは、当初は薬物犯罪におけるマネー・ローンダリング対策に取り組んでいた。その後、米国同時多発テロ事件を契機に、2001（平成13）年からはテロ資金供与対策がF A T Fの任務として追加された。さらに、北朝鮮やイラン等における核開発問題等に対応するため、2012（平成24）年からは大量破壊兵器の拡散金融対策等がF A T Fの任務として追加された。

F A T Fは、各参加国・地域に審査団を派遣し、審査対象国等におけるF A T F勧告の遵守状況等について審査している。

ウ 我が国の法制度

我が国のマネー・ローンダリング対策等に関する法制度は、次の4点を柱としている。

- ① 事業者顧客管理その他の防止措置を義務付けること
- ② マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
- ③ 犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとする
- ④ テロリズムに対する資金供与を防止すること

このうち、①は犯罪収益移転防止法⁵¹及び外為法で、②と③は主に組織的犯罪処罰法⁵²及び麻薬特例法⁵³で、④はテロ資金提供処罰法⁵⁴、外為法及び国際テロリスト財産凍結法⁵⁵で、それぞれ措置されている。

図表 マネー・ローンダリング対策等の主要な沿革

年 月	F A T Fの動き	日本国内の動き
平成2年4月	「40の勧告」策定	
平成3年10月		麻薬特例法の成立
平成6年6月	第1次対日相互審査報告書の公表	
平成8年6月	「40の勧告」を改定	
平成10年7月	第2次対日相互審査報告書の公表	
平成11年8月		組織的犯罪処罰法の成立
平成13年10月	「8の特別勧告」策定	
平成14年4月		金融機関等本人確認法 ⁵⁶ の成立
平成14年6月		テロ資金提供処罰法の成立
平成15年6月	「40の勧告」を改定	
平成16年10月	「9の特別勧告」に改定	
平成16年12月		改正金融機関等本人確認法の成立

⁵¹ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）

⁵² 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成11年法律第136号）

⁵³ 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（平成3年法律第94号）

⁵⁴ 「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」（平成14年法律第67号）

⁵⁵ 「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」（平成26年法律第124号）

⁵⁶ 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平成14年法律第32号。犯罪収益移転防止法の施行に伴い廃止）

平成19年 3月		犯罪収益移転防止法の成立
平成20年10月	第3次対日相互審査報告書の公表	
平成23年 4月		改正犯罪収益移転防止法の成立
平成24年 2月	新「40の勧告」に改定 「11の有効性基準」策定	
平成26年 6月	日本に関するFATF声明の公表	
平成26年11月		改正テロ資金提供処罰法の成立
平成26年11月		改正犯罪収益移転防止法の成立
平成26年11月		国際テロリスト財産凍結法の成立
平成30年10月	勧告15「新技術の悪用防止」の改定	
令和元年 5月		改正資金決済法 ⁵⁷ の成立
令和3年 8月	第4次対日相互審査報告書の公表	
令和4年 4月		改正外為法の成立

(警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(令和3年)」を基に当室作成)

(2) FATF第4次対日相互審査報告書

FATFでは、各国がとるべきマネー・ローンダリング対策等の基準としてFATF勧告が策定されている。同勧告は数次にわたり改定され、2012(平成24)年には第4次相互審査のための新「40の勧告」及び「11の有効性基準」が策定された。

2021(令和3)年8月に公表された第4次対日相互審査報告書では、我が国のこれまでの取組を評価しつつも、マネー・ローンダリング犯罪の法定刑、犯罪収益の没収、非営利団体(NPO)の悪用リスク等について改善の余地があるとされた。

(3) 暗号資産に関する法整備

ビットコイン等の暗号資産は、利用者の匿名性が高い、国境を越えた移転が容易である等の性質を有するため、マネー・ローンダリングでの利用が増加している。

こうした中、FATFは、2018(平成30)年にFATF勧告の項目15(新技術の悪用防止)を改定し、同項目が暗号資産に関する金融活動にも適用されることを明確化した。また、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、西側諸国はロシアに対する経済制裁を強化した。

このような状況を踏まえ、令和4年4月に外為法が改正され、金融制裁の対象者から第三者へ暗号資産を移転する取引等も規制対象に追加することとされた。

(4) 更なる法整備の動き

FATF第4次対日相互審査報告書の勧告については、令和4年4月の外為法改正によって措置された部分を除き、未だ法整備がなされていない。

こうした中、同年6月の骨太方針2022においては、「金融機関等の検査・監督強化等、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進するとともに、国際基準に対応するための法案を早期に国会に提出する。」こととされた。

⁵⁷ 「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号)

8 P F I

(1) 概要

ア P P P / P F I

P F I⁵⁸とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金やノウハウを活用する手法である。民間の活力を導入することにより、より安く又はより上質のサービスを提供することを目的とする。

これに対し、P P P⁵⁹とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う事業の総称であり、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出し等、様々な手法が存在する⁶⁰。なお、P F Iは、P P Pの一形態である。

イ コンセッション方式

コンセッション（公共施設等運営権）方式は、利用料金の徴収を行う公共施設について、公共主体が施設の所有権を有したまま、民間事業者に施設の運営権を設定する制度である。事業の実施条件は、公共主体と運営権者との運営権実施契約によって決定され、運営権者は、利用者からの利用料金をもとに、施設の運営・維持管理を行う。

コンセッション方式により、民間事業者はサービス内容や利用料金を自ら設定することが可能となる。一方、公共主体は、運営権者から、運営権の対価を受け取ることができる。

(2) P F I 制度の現状

ア P F I 法の制定

我が国のインフラは、高度経済成長期に集中的に整備され、建設後30年から50年が経過しており、老朽化が進んでいた。そこで、インフラの維持管理費・更新費を抑制する観点から、英国の制度を参考にして、P F I 制度が導入されることとなった。

平成11年7月、P F I 法⁶¹が成立し、同年9月からP F I が我が国にも導入された。同法には、P F I の基本理念や対象施設等が規定された。

なお、P F I 事業は、教育と文化（体育館、給食センター等）や、まちづくり（道路、公園等）などの分野で数多く行われている。

図表 事業数（実施方針公表数）及び契約金額

	平成11年度	平成21年度	令和元年度	令和2年度
事業数（実施方針公表数）（累計）	3件	383件	816件	875件
契約金額（累計）	0円	37,692億円	65,566億円	69,706億円

（注1）令和3年3月31日現在。事業数累計875件のうち、コンセッション事業は41件である。

（注2）契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

（内閣府資料を基に当室作成）

⁵⁸ Private Finance Initiative の略

⁵⁹ Public Private Partnership の略

⁶⁰ 内閣府HP「P P P / P F I の概要」

⁶¹ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）

イ PFI法の改正経緯

PFI法は、これまで6度の改正が行われ、PFI制度の活用を進めるための制度整備が行われてきた。

なお、従来のPFI事業は、建設会社による施設整備（サービス購入型）が大半を占め、民間のノウハウが十分に生かされているとは言い難い状況であった。そこで、独立採算型のPFI事業を推進するため、平成23年改正においてコンセッション方式が導入された⁶²。

図表 これまでの法改正の主な概要

平成13年改正	行政が所有する土地上で、PFI事業とPFI事業以外の施設の合築（一棟の建物の区分所有）を行う場合、PFI事業者に対する土地の貸付けを可能とする特例措置の創設 等
平成17年改正	PFI事業のための行政財産の貸付けに関する特例措置の拡充 等
平成23年改正	①コンセッション方式の導入 ②PFI対象施設の拡大（賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等を追加）等
平成25年改正	株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の創設 等
平成27年改正	コンセッション事業の円滑な立ち上げを支援するため専門的な知識を有する公務員を派遣する制度の整備 等
平成30年改正	①地方公共団体等からの問合せに回答するワンストップ窓口制度や地方公共団体等に対する助言制度の整備 ②水道事業等にコンセッション方式を導入する際、一定の要件の下で、補償金の支払いの免除を可能とする措置の整備 等

（内閣府資料を基に当室作成）

(3) PFI法改正に向けた動き

PPP/PFIは、骨太方針2022において、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として位置付けられた。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ⁶³」においては、コンセッション方式について、公共施設等運営権者がより効率的な運営ができるようにするため、早期にPFI法改正案の国会への提出を図る方針が示された。

9 フリーランス対策

(1) フリーランスの実態

「フリーランス」とは、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」とされている⁶⁴。

⁶² 第177回国会衆議院内閣委員会議録第11号11、17頁（平23.5.20）運輸国土大臣（行政刷新担当）答弁、野村総合研究所「改正PFI法の概要とインパクト」（2011年6月29日）

⁶³ 令和4年6月7日閣議決定

⁶⁴ 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日内閣官房、

内閣官房の調査⁶⁵によれば、フリーランスの人数は462万人で、40代以上が全体の約7割を占める。業種は、営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、運輸・輸送・配送・配達等多岐にわたり⁶⁶、契約形態としては、準委任、請負などがある。

働き方の多様化、情報通信技術の進展等を背景に、労働者を雇用せずフリーランスに委託する形態が増えている。フリーランスには、自分の仕事のスタイルで働き、働く時間や場所を自由に決めることができるといった利点があげられる。一方、特定の依頼者への依存度が高い者が多く⁶⁷、また、発注時の契約内容が不明確、報酬の支払遅延等のトラブルを経験した者も少なくない⁶⁸。

(2) 現行法の規制

ア 独禁法⁶⁹及び下請法⁷⁰

フリーランスとの取引の発注者が事業者であれば、独禁法に定める優越的地位の濫用規制が適用される。また、取引の発注者が資本金1,000万円を超える法人の事業者の場合は、下請法も適用され、当該事業者に一定の義務が課せられる。問題となる行為類型としては、報酬の支払遅延、報酬の減額、著しく低い報酬の一方的な決定、不当なやり直しの要請、一方的な発注取消し等がある。

イ 労働関係法

フリーランスに対しては、一般的に「労働基準法⁷¹」、「労働組合法⁷²」等の労働関係法令は適用されない。しかし、フリーランスが実質的に「労働者」と同様の立場にある場合には労働関係法令が適用される。例えば、実質的に労働基準法における「労働者」と認められる（発注事業者の指揮監督下で仕事をしている等の判断基準を満たす）場合には、同法の労働時間や賃金に関するルールが適用される。

(3) 政府の方針

骨太方針2022において、「事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する」こととされた。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画⁷³」においては、「取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」こととされた。

公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)

⁶⁵ 「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局）

⁶⁶ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）基礎資料集 31 頁

⁶⁷ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）基礎資料集 33 頁

⁶⁸ 「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局）

⁶⁹ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）

⁷⁰ 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）

⁷¹ 昭和22年法律第49号

⁷² 昭和24年法律第174号

⁷³ 令和4年6月7日閣議決定

これを受け、令和4年9月、「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」において、事業者の遵守事項として、業務委託の開始・終了に関する義務、報酬の支払に関する義務、フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為等が示され、意見募集が行われた。

II 第210回国会提出予定法律案等の概要

1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当等について、所要の改正を行う。

2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

3 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

国際的協調の下に不正な資金等の移動等を効果的に防止するため、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課す等の措置について定める。

4 フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案（仮称）

フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安定的に働くことのできる環境を整備するために、フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項等について定める。

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

公共施設等運営権者がより効率的な運営ができるよう、実施方針の公共施設等の規模等に関する事項について公共施設等運営権設定後の変更ができるようにする措置等について定める。

（参考）継続法律案等

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号）

新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定める。

○ 性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号)

性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める。

○ 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさ子君外10名提出、第208回国会衆法第55号)

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定める。

○ 多文化共生社会基本法案(中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号)

我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定める。

内容についての問合せ先

内閣調査室 尾本首席調査員(内線68400)